六三・〇四	その他の室内用品（第九四・〇四項のものを除く。）				
六三・〇五	包装に使用する種類の袋				
六三・〇六	ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品	A	A	A	A
六三・〇七	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）				
六三〇七・一〇	床掃除用の布、皿洗い用の布、ぞうきんその他これらに類する清掃用の布	A	A		
六三〇七・二〇	救命胴衣及び救命帯				
六三〇七・九〇	その他のもの				
	綿製のもの	六・五%	B 4		
	その他のもの	四・七%	B 4		
六三〇八・〇〇	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、しゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）				
六三〇九・〇〇	中古の衣類その他の物品	A	A	A	
六三・一〇	ぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）				
第六四類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品				
六四・〇一	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）				
六四〇一・一〇	履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）				
	スキー靴	X			
	その他のもの		B 10	六・七%	
	その他の履物				
六四〇一・九二	くるぶしを覆うもの（膝を覆うものを除く。）				
	スキー靴	X			
	その他のもの		B 10	六・七%	
六四〇一・九九	その他のもの				
	膝を覆うもの	X			
	その他のもの		B 10	六・七%	
六四・〇二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）				
六四〇二・一二	スポーツ用の履物				
	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ	X			
	スキー靴		B 10	八%	
	スノーボードブーツ				
六四〇二・一九	その他のもの		B 10	六・七%	
六四〇二・二〇	履物（甲の部分のストラップ又はひもを底にプラグ止めしたものに限る。）				
	その他の履物				
六四〇二・九一	くるぶしを覆うもの				
	保護用の金属製トーキャップを有するもの		B 10	六・七%	
	その他のもの			八%	
六四〇二・九九	その他のもの				
	短靴				
	保護用の金属製トーキャップを有するもの		B 10	六・七%	
	その他のもの			八%	
六四・〇三	その他のもの				
	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）	X	B 10	六・七%	
	スポーツ用の履物				
	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ	X			
六四〇三・一二	その他のもの				

六四〇三・二〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）				
	室内用履物				
	その他のもの				
六四〇三・四〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）				
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの				
	その他のもの				
六四〇三・五一	その他の履物（本底が革製のものに限る。）				
	くるぶしを覆うもの				
	室内用履物				
	その他のもの				
六四〇三・五九	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物				
	その他のもの				
	スリッパその他の室内用履物				
	スリッパ				
	その他のもの				
六四〇三・九一	その他のもの				
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物				
	その他のもの				
	くるぶしを覆うもの				
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）				
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物				
	その他のもの				
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物				
	その他のもの				
六四〇三・九九	その他のもの				
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）				
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物				
	その他のもの				
	その他のもの				
	スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物				
	その他のもの				
六四・〇四	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）				
	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）				
六四〇四・一一	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物				
六四〇四・一九	その他のもの				
	甲に毛皮を使用したもの				
	甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）				
	その他のもの				
	その他のもの				
	地下たび及びキャンバスシューズ				
	その他のもの				

		二四%	B 10		
		二一・六%	B 10		
		二四%	B 10		
		二一・六%	B 10		
		二四%	B 10		
		二一・六%	B 10	X	